

第 3 6 号議案参考資料

議 案 名

桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

【個人市民税】

- ① 非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加する。 (第 2 7 条関係)
- ② 所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の改正を行うとともに、引用部分の整理を行う。 (第 3 4 条の 3 関係)
- ③ 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。
(第 3 8 条の 2、附則第 1 7 条及び附則第 1 7 条の 2 関係)
- ④ 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について新たに規定する。 (附則第 2 5 条関係)
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について新たに規定する。 (附則第 2 6 条関係)

【固定資産税】

- ① 調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない固定資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を加えるとともに、引用部分の整理及び項の繰下げを

行う。 (第58条関係)

- ② 登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を加えるとともに、固定資産に係る不申告に関する過料の対象に当該申告をしなかった場合の規定を加える。 (第78条の3及び第79条関係)

- ③ 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。
(附則第10条及び第10条の2関係)

【市たばこ税】

軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、見直しを行う。 (第100条関係)

【特別土地保有税】

引用部分の整理を行う。 (第128条関係)

【収納関係】

租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、所要の改正を行う。 (附則第5条及び附則第5条の2関係)

【軽自動車税】

- ① 商品であって使用しない軽自動車等に係る種別割の課税免除規定を削除する。 (第87条関係)

- ② 環境性能割を課さない期間を令和3年3月31日まで延長する。
(附則第15条の3関係)

- (2) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第2条関係)

【市たばこ税】

軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、見直しを行う。 (第100条関係)

(3) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第3条関係)

【収納関係】

- ① 地方税法の一部改正に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。
(第20条関係)
- ② 引用部分の整理を行う。
(第21条関係)
- ③ 租税特別措置法の改正に伴い、引用部分の整理を行う。
(附則第5条関係)

【法人市民税】

- ① 字句及び引用部分の整理を行う。
(第26条関係)
- ② 法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴い所要の改正を行うとともに、引用部分の整理を行う。
(第33条関係)
- ③ 通算法人について課税標準を法人税額とする(個別帰属法人税額の廃止)ことに伴い規定を削るとともに、引用部分の整理及び項の繰上げを行う。
(第50条関係)
- ④ 連結納税の廃止に伴い所要の改正を行うとともに、引用部分の整理を行う。
(第52条関係)
- ⑤ 連結納税の廃止に伴い規定を削る。
(第54条関係)

(4) 桶川市都市計画税条例の一部改正 (改正条例第4条関係)

引用部分の整理を行う。
(附則第17項関係)

3 施行期日

公布の日

4 例規集

(1) 桶川市税条例

第 1 卷 4, 7 0 1 ページ

(2) 桶川市都市計画税条例

第 1 卷 5, 1 8 3 ページ